

働き方改革アクションプラン

会社名	明治ホールディングス株式会社	従業員数	①5,000人以上
------------	----------------	-------------	-----------

①長時間労働の是正（KPI）

1) 株式会社 明治

- ・2020年度までに、総労働時間を1,900時間以下とすることを目指す

2) Meiji Seika ファルマ株式会社

- ・2018年度末で、時間外在館時間を20%削減する
- ・2020年度までに、平均40時間/月の時間外労働を行う従業員をゼロにする

①長時間労働の是正（行動計画）

1) 株式会社 明治

- ・「勤務実績入力ガイドライン」を改訂、適正な労働時間の申告・管理に継続的に取り組む
- ・②で言及する「連続年休」による休暇取得の奨励、また当該制度の運用を通して、各職場単位でのスケジュール確認、これまでの業務（のやり方）の見直し等を行い、限られた時間で成果を出すことの意識づけを行う
- ・会議室の予約時間の上限を設定（最大2時間）し、会議効率化を推進

2) Meiji Seika ファルマ株式会社

- ・「集中タイム」実施による生産性向上
- ・会議効率化の推進
- ・職場ミーティング（朝礼、昼礼、夕礼等）実施の徹底
- ・ITツールを活用した所属長による所属員の在館時間管理の徹底
- ・「深夜労働報告書」提出の義務付け
- ・PCへの警告メッセージ表示（20:50,21:50の2回）による意識づけ
- ・ノー残業デー（週1回）実施の徹底

働き方改革アクションプラン

会社名	明治ホールディングス株式会社	従業員数	①5,000人以上
------------	----------------	-------------	-----------

②年休の取得促進（KPI）

1) 株式会社 明治

- ・2019年度までに、全従業員取得率 50%以上を目指す

2) Meiji Seika ファルマ株式会社

- ・2020年度まで、年休の取得日数 年間平均 10日以上を確保する
- ・2020年度までに、年休の取得日数が 5日未満の従業員をゼロにする

②年休の取得促進（行動計画）

1) 株式会社 明治

- ・5日間の連続した年次有給休暇（＝「連続年休」）の取得奨励の実施
 - ① 「連続年休」にあたっての社長メッセージ発信による啓発
 - ② 期初に5日間（5日連続が困難な場合は、2分割まで可）の取得日を設定
 - ③ 各職場単位で年度のスケジュールを確認し合い、取得計画を共有
 - ④ 半期で取得（予定）状況を確認し、未取得者へのフォローを実施

2) Meiji Seika ファルマ株式会社

- ・中央安全衛生委員長メッセージ発信による意識高揚
- ・労使で取り決めた「計画年次有給休暇制度」の運用徹底
 - ① 期初に計画年次有給休暇（5日）の取得日を設定
 - ② 所属長と所属員で話し合い、職場内で共有
 - ③ 3ヶ月毎に実績を確認し、取得フォローを実施

働き方改革アクションプラン

会社名	明治ホールディングス株式会社	従業員数	①5,000人以上
------------	----------------	-------------	-----------

③柔軟な働き方の促進（KPI）

1) 株式会社 明治

- ・2019年度までに、在宅勤務制度の導入を目指す
- ・2017～2019年度の3年間を平均して、男性従業員の育児休業取得者を30人以上、育児休業または配偶者出産休暇の取得者割合を30%以上とすることを旨とする

2) Meiji Seika ファルマ株式会社

- ・各種制度の運用、研修等を通じて、多様な価値観や生き方、ライフスタイルを受容できる「制度を利用しやすい職場環境づくり」を推進する
- ・在宅勤務制度等、柔軟な働き方を促進できる制度検討を行う

③柔軟な働き方の促進（行動計画）

1) 株式会社 明治

- ・在宅勤務制度の導入
 - ① 本社においてトライアル運用を行い、実施者のアンケート結果等を踏まえた運用方法の立案
 - ② ①を踏まえて、本社以外の事業所へ運用を展開
- ・男性従業員の育児休業取得支援
 - ① 男性従業員を対象とした育児支援制度の案内の作成および実施
(配偶者の産後56日以内に取得する2週間未満の休業は有給である等といった、取得奨励に繋がる現行制度の情報提供)
 - ② 男性従業員の育児支援制度の利用状況の集計・開示による意識啓蒙

2) Meiji Seika ファルマ株式会社

- ・2017年7月に拡充した就業継続支援制度の運用徹底
 - ① 育児勤務制度の新設
養育する子が2歳となる誕生日の月末までは、申し出により転居を伴う異動の対象外とする
 - ② 「育児短時間勤務等の措置」の適用期間拡大
「短時間勤務制度」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」、「フレックスタイム制度」のいずれか、および「所定外労働・深夜業の免除」について、会社が認めた場合に、養育する子が小学校を卒業する年度末まで適用可能とする

働き方改革アクションプラン

③海外在住休業制度の新設

配偶者が海外転勤となった場合、海外勤務地同行を前提に申し出により3年以内の休業を認める

- ・各種研修を通じた制度内容周知と意識啓蒙
- ・柔軟な働き方を促進できる制度の継続検討